

英国(イギリス)の知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

「グレートブリテン及び北アイルランド連合王国」(United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland) (以下「連合王国」という)の領土は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランド等から成る。法体系は、①イングランド及びウェールズ、②スコットランド、③北アイルランドというように3つの法域ごとに異なる²。日本で「イギリス法」とか「英国法」と呼ばれるのは、主に上記①の「イングランド及びウェールズ」の法体系を指すことが多い。本稿でも、この「イングランド及びウェールズ」(以下「イギリス」という)の法体系を、主な検討対象とする³。

イギリス法は、現在のドイツにあたる地域から渡って来たゲルマン人により発展させられてきたものであり、ゲルマン法(アングロ・サクソン法)の流れに位置づけられる。イギリス法は、大英帝国により世界中の植民地に伝播し、アメリカ合衆国(ルイジアナ州を除く)を初めとするコモン・ロー(common law)諸国の法制度の基礎を形作っている。今日においても、イギリス法の判例集に掲載された判例が、旧植民地である国・地域において、説得的な権威性のあるものとして引用されることが少なからずある。

イギリスの知的財産法は、實際上、日本を含む世界中の国・地域の知的財産法に大きな影響を及ぼしている。その意味で、イギリスの知的財産法の制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。そこで、本稿では、イギリスの知的財産法の概要を紹介することとしたい(なお、イギリスも加盟しているEUの知的財産法の説明については、別稿を参照されたい⁴)。

II 知的財産法全般

¹ えんどう まこと、弁護士・博士(法学)、BLJ法律事務所 (<https://www.bizlawjapan.com/>) 代表。

² 海外領土や王室属領においても、独自の法体系が存在する。海外領土の例として、英領ケイマン諸島や英領ヴァージン諸島は独自の法体系を有しており、タックス・ヘイブン(tax haven)として知られてきた。

³ イギリスの法制度全般については、遠藤誠著「世界の法制度〔欧州編〕第3回 イギリス」(『国際商事法務 Vol.40, No.12』(国際商事法研究所、2012年)所収)1852~1856頁を参照されたい。

⁴ 「世界の知的財産法 第2回 EU」(『特許ニュース No.13921』(経済産業調査会、2015(平成27)年3月17日)1~5頁)。

前述したとおり、連合王国の法体系は、①イングランド及びウェールズ、②スコットランド、③北アイルランドというように3つの法域ごとに異なるが、知的財産法の分野に関しては、連合王国の3つの法域で共通する点が多い。特許法、意匠法、商標法、著作権法等は、連合王国全体に適用される。

イギリスの知的財産制度の歴史は、イタリアに次いで古い。1624年に制定された専売条例は、真実かつ最初の発明者に14年間の独占権を認めるもので、今日における特許制度の源といえるものである。1710年の著作権法は、世界で初めて作者の権利を認めた成文法であった。1787年には、織物の意匠に2か月間の専用権を付与するための意匠保護条例を制定した。1862年には虚偽の表示を禁止する商品標法が、また、1875年には商標登録法が制定された。

連合王国は、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、パリ条約、特許協力条約 (PCT)、欧州特許条約 (EPC)、微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約、WIPO 設立条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)、商標法に関するシンガポール条約、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、国際特許分類に関するストラスブール協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、万国著作権条約、実演家等保護条約、レコード保護条約、植物新品種の保護に関する国際条約 (UPOV 条約) 等である。

知的財産権に関連する連合王国の政府機関のうち最も主要なものである知的財産庁 (Intellectual Property Office (IPO)) は、特許、意匠、商標、著作権等の出願・登録手続、侵害・有効性の判定、調停等の権限を有する政府機関である⁵。本部はウェールズ南部のニューポートにある。

知的財産法に係わる専門職としては、①パテント・エージェント (日本の弁理士に近いが、主に特許業務を取り扱う)、②トレードマーク・アトニー (日本の弁理士に近いが、主に商標業務を取り扱う)、③ソリシター (日本の弁護士に近いが、主に法律事務を取り扱う)、④バリスター (日本の弁護士に近いが、主に法廷業務を取り扱う) がある。

連合王国は EU に加盟しているため、その知的財産法制度は、他の法分野と同様に、連合王国国内レベルと欧州レベルとの二重構造となっているところに特徴がある。即ち、まず、連合王国国内においては、国内法に基づき、特許権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権が保護されている。EU の各加盟国の国内法に基づく知的財産権の要件・内容等がばらばらでは混乱をきたすので、それらを実体的に調和させる試みが行われてきたところであり、一定程度の調和が実現した。そして、このような国内法に基づく知的財産権のほか、欧州レベルでの条約に基づく知的財産権を保護する制度が創設され、現在も、その拡充に向けた努力が行われている。例えば、商標については共同体商標制度、意匠については共同体意匠制度が創設され、欧州レベルでの権利保護が可能となっている。また、現在、特許について、

⁵ <https://www.gov.uk/government/organisations/intellectual-property-office>

欧州単一効特許及び統一特許裁判所の創設に向けた努力が行われており、近い将来、実現されることが見込まれている。これに対し、著作権及び営業秘密に関しては、あくまで各加盟国の国内法に基づく保護のみにとどまっており、欧州レベルでの統一された権利保護の制度とはなっていない。

Ⅲ 特許

連合王国で特許権を取得するには、2つの方法がある。1つは、欧州特許条約（EPC）に基づき欧州特許局（EPO）に対して欧州出願を行い、許可後に、連合王国等の希望する国における登録を行うことである。もう1つは、知的財産庁（IPO）に特許出願を行い特許を取得することである。前者については、別稿で述べたので、本稿では、主に後者について説明する（但し、いずれの方法でも、取得した権利の効力は同じである）。

連合王国の特許法は、先願主義を採用している。英語だけでなく、他の言語であっても、特許出願は可能である。但し、英語以外の言語による出願の場合は、英訳を、優先日から12か月又は出願日から2か月のいずれか遅い日までに提出しなければならない。出願書類が提出されると、方式審査及び調査報告書の作成を経て、出願日又は優先日から18か月経過後、出願内容が公開される。出願公開後は、特許が付与されるまで、何人でも、特許庁長官に対し、当該特許出願に関する見解書を提出することができる。出願人は、出願公開日から6か月以内に実体審査を請求しなければならない。もし期間内に請求をしなかった場合、出願を放棄したとみなされる。審査官が発明の新規性、進歩性、特許性等について審査した後、最初の審査報告書（First Examination Report）を発行する（その後も、必要に応じて、更なる審査報告書が発行される）。出願人は、審査官の審査報告書により示された拒絶理由を回避するためには、出願日若しくは優先日から4年6か月、又は最初の審査報告書の発行日から12か月のいずれか遅い日（この日を「Acceptance Due Date」という）までに、出願を特許される状態にしなければならない。これができなかった場合は、出願は遡及的に無効となる。出願が特許される状態になったと判断された場合は、特許付与決定通知書が送付され、特許公報に公告される。特許権の存続期間は、出願日から20年間である⁶。

特許権者の許諾なく、特許発明に関する行為を実施することは、侵害行為となる。特許権者は、侵害行為の差止、損害賠償の請求ができるほか、暫定的救済を求めることもできる。但し、損害賠償請求については、侵害者が特許権侵害の事実を知った日以前の賠償責任は認められないが、製品に特許番号又はウェブサイトのURL（当該ウェブサイトに特許番号が掲載されていることが必要）が記載されている場合は、侵害者の主観に関わらず賠償責任が

⁶ ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「イギリス」の「制度」8～12頁。

<http://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/England.html>

認められる。なお、特許権侵害の場合は、刑事的救済は認められない⁷。

IV 意匠

意匠については、「EU 全体において有効な意匠制度」と、「連合王国等の各加盟国においてのみ有効な意匠制度」に分けられる。前者は、「共同体意匠」(Community Designs) と呼ばれるものであり、欧州共同体商標意匠庁 (OHIM) に出願して取得する。後者は、「意匠の法的保護に関する指令」により、EU 域内市場に関連する実体規定については調和されている。

連合王国の登録意匠法によると、意匠とは、「物品の装飾の特徴、外郭、色彩、形状、若しくは材料から結果的に得られる製品全体又はその一部の外観」をいうと規定されており、部分意匠制度が採用されている⁸。

出願書類が提出されると、方式的要件及び登録可能性について審査される。出願が登録されると、官報で公告され、登録証が発行される。なお、1つの意匠登録出願により、複数の意匠を出願することが可能である。意匠権の存続期間は、出願日から5年間であるが、その後、5年ごとに4回まで更新可能であり、合計25年まで延長することができる⁹。

意匠登録権者の許諾なく、意匠登録権者の専用権を実施することは、侵害行為となる。意匠登録権者は、侵害行為の差止、損害賠償の請求ができる。但し、損害賠償請求については、侵害者が意匠登録権侵害の事実を知った日以前の賠償責任は認められないが、製品に意匠登録番号が記載されている場合は、侵害者の主観に関わらず賠償責任が認められる。なお、故意に登録意匠と同一又は類似の意匠を複製する行為に対しては、刑事罰が科される¹⁰。

V 商標

商標についても、前述した意匠の場合と同様に、「EU 全体において有効な商標制度」と、「連合王国等の各加盟国においてのみ有効な商標制度」に分けられる。前者は、「共同体商標」(Community Trademark (CTM)) と呼ばれるものであり、欧州共同体商標意匠庁 (OHIM) に出願して取得する。後者は、「商標に関する加盟国法を調和させるための指令」により、EU 域内市場に関連する実体規定については調和されている。

連合王国の商標法によると、商標とは、「視覚的に表現される標章であり、商品やサービスを他人のものから識別することができるもの」をいう。また、標章とは、「言葉、図形、

⁷ ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「イギリス」の「侵害」10～11頁。

<http://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf/England.html>

⁸ 前掲「制度」20頁。

⁹ 前掲「制度」20～22頁。

¹⁰ 前掲「侵害」12～13頁。

文字、数字、色彩との結合、図形要素又はその組合せ、商品及びその包装の形状、3次元商標、音響商標又は匂いの商標」をいう。団体商標及び証明商標も認められている¹¹。

連合王国の商標法は、先願主義を採用している。出願書類が提出されると、方式的要件及び登録可能性について審査される。一出願で複数の区分の商品・役務の指定が可能である（一出願多区分制）。不登録事由には、①絶対的不登録事由（商標の本質又は国際機関等への配慮から登録が認められないとされる事由）、及び②相対的不登録事由（先の商標の所有者が異議を申し立てた場合に、審査官が登録を拒絶することができる事由）がある。審査官が登録要件を満たしていないと判断した場合、拒絶理由通知が発行される。出願人が2か月以内にこれに回答せず又は拒絶理由を解消できない場合は、出願は拒絶される。出願公告から2か月以内に異議申立てをすることが可能であり、異議申立ての主体に制限は無い。異議申立てが無く、又は異議申立てに理由が無いときは、商標登録が認められ、商標登録証が送付される。商標登録が認められた場合、出願日が登録日とみなされ、商標権の存続期間は、この日から10年間であり、以後10年ごとに何回でも更新することができる¹²。

商標登録後、正当な理由なく、継続して5年間使用していない場合、何人も登録官又は裁判所に商標登録の取消を請求することができる。また、登録商標に絶対的不登録事由又は相対的不登録事由がある場合、何人も登録官又は裁判所に商標登録の無効を請求することができる。

商標権者の許諾なく、商標権者の権利を実施することは、侵害行為となる。商標権者が当該商標を使用していることは、侵害行為の主張の要件ではない。侵害行為には、①登録商標と同一の指定商品・役務について、同一の標章を業として使用する行為、②登録商標と同一の指定商品・役務について、類似の標章を業として使用し、公衆に混同を生じさせるおそれのある行為、③登録商標と類似の指定商品・役務について、同一の標章を業として使用し、公衆に混同を生じさせるおそれのある行為、④連合王国で著名な登録商標を、正当な理由なく使用して当該登録商標の識別性又は名声を不正に利用し又はそれらを害する状況で、当該登録商標と同一若しくは類似する標章を業として使用する行為が含まれる。なお、「使用」とは、①商品又は包装に標章を付すこと、②商品販売のために販売の申出、展示、流通を行い、又はそれらのために商品を保管すること、③サービスの提供を申し出、又は提供すること、④商品を輸出又は輸入すること、⑤営業書類又は広告に標章を付すことである。商標権者は侵害行為者に対し、侵害行為の差止、損害賠償、侵害標章の抹消、侵害品の引渡し及び処分を請求することができる¹³。

VI 著作権

¹¹ 前掲「制度」24・29頁。

¹² 前掲「制度」24～28頁。

¹³ 前掲「侵害」15～16頁。

EUには、EUレベルでの著作権に関する統一的な法制度は無い。連合王国における著作権の保護は、連合王国の国内法に委ねられているが、EU加盟国の国内法の内容を調和させるため、著作権に関するいくつかの指令が存在する。例えば、「著作権等の保護期間の調和に関する指令」は、著作権の保護期間を著作者の死後70年と定めている。

連合王国の著作権法では、著作物が文書等に固定されない限り、著作権が成立しないとされている。著作権の保護期間は、著作物の種類によって異なる。例えば、①文芸、演劇、音楽又は美術の著作物は、著作者の死亡した年の年末から70年間、②コンピュータ著作物は、著作年の年末から50年間等というように定められている¹⁴。

著作権者の許諾なく、著作権法に規定された行為を実施することは、侵害行為となる。著作権者は侵害行為者に対し、侵害行為の差止、損害賠償等を請求することができる。著作権侵害訴訟は、著作権者が侵害の事実を発見した日から6年以内に提起されなければならない¹⁵。

2014年には、デジタル時代にふさわしい著作権制限規定を整備するための著作権法改正が行われた。これにより、私的使用目的の複製、引用、パロディ、研究・教育目的の利用、図書館・アーカイブにおける資料の保存・活用、障害者のアクセス機会の拡充、行政保有情報の提供等につき、デジタル化・ネットワーク化に対応する著作権制限規定の整備が行われた¹⁶。

VII 営業秘密

EUには、営業秘密の保護に関する統一的な法制度は無い。連合王国における営業秘密の保護は、連合王国の国内法に委ねられている。しかし、連合王国及びイギリスのいずれにおいても、営業秘密の保護に関する一般的な制定法は存在しない。

イギリスでは、営業秘密の保護は不正競争の一種としてではなく、コモン・ロー上、秘密保持義務違反等の個別の法理及び不法行為から発展した。判例によると、秘密保持義務違反の法理により営業秘密侵害が成立するための要件は、①当該情報自体が「秘密性」（秘密に必要な性質）を有すること、②当該情報が秘密保持義務を生じさせる事情の下で伝達されること、③当該情報の伝達者に損害をもたらすような無権限の利用があること、である。そして、「秘密性」があるといえるためには、①当該情報を開示すると、情報保有者を害するか又は競合者等を利すると、情報保有者が合理的に確信していること、②当該情報が非公知であると、情報保有者が合理的に確信していること、③業界又は取引の慣行に照らし、当該情報が秘密として保護されるべきと判断されること、という3つの要件を満たす必要がある

¹⁴ 前掲「侵害」19頁。

¹⁵ 前掲「侵害」18頁。

¹⁶ 作花文雄著「英国・2014年著作権法改正（制限規定の整備）の背景と制度の概要〔前編〕」（『コピーライト No.644, Vol.54』（著作権情報センター、2014年）所収）29頁。

が、厳格な意味での秘密管理性までは要求されていない¹⁷。

営業秘密に対する民事的救済手段としては、①侵害行為に対する差止命令、②信賴又は契約違背に基づく損害賠償、③信賴又は契約違背から生じる利益の計算がある¹⁸。

営業秘密侵害の刑事責任に関しては、2006年詐欺法により、他人の利益を保護することを期待される地位にある者が、その地位を濫用することによって、自己若しくは第三者の利益を図り、又は他人に損害を生じさせる行為が、「地位の濫用」として刑事責任の対象となるとされている¹⁹。

Ⅷ 詐称通用（パッシング・オフ）

「詐称通用（パッシング・オフ）」（Passing Off）とは、「自分の商品が、すでに確立したのれんをもつ他業者の商品であるかのような印象を消費者に与えることになる取引行為」をいう²⁰。「のれん」は、コモン・ロー諸国では、一般に、「グッド・ウィル」（Good Will）と呼ばれる。詐称通用は、コモン・ローの法制度を採る諸国（例えば、米国、オーストラリア、インド、シンガポール、マレーシア等）において、不法行為の一種として認められている概念である。日本法には無い概念であるため、日本の法律に慣れ親しんでいる者にとっては、分かりにくく、日本の法制度にはぴったりと当てはまる法律用語が無い。商標、商号、ドメインネーム等の法制度は、詐称通用の適用範囲に含まれ得るが、適用範囲は必ずしも一致しない。

今日、詐称通用は、被告の営業行為が原告の営業行為であると公衆に誤認されるような場合一般に広く認められている。詐称通用が問題となる具体的事例は多種多様であるが、例えば、競業者の商標と同一又は類似の標章の使用、競業者の商号の重要な部分（屋号）の使用、競業者の使用するラベル等のトレードドレスの体裁や配色の複製等がある。

詐称通用の要件は、①商品・サービスにおける商標、外観等が周知となっており、又はグッド・ウィルが保護される程度の営業上の信用があること、②不実の表示が行われ、又はそのように判断される状況が存在すること、及び③そのような詐欺的行為により損害の発生の可能性があることである²¹。

詐称通用の主張をするためには、商標登録をしている必要はない。即ち、イギリスで商標登録をしていなくても、イギリスにおける先使用、名声、周知性等があれば、詐称通用を理

¹⁷ 「諸外国における営業秘密管理について」（2009年）4頁。

<http://www.meti.go.jp/committee/materials2/downloadfiles/g91030a05j.pdf>

¹⁸ 小野昌延著『営業秘密の保護【増補】』（信山社、2013年）233頁。

¹⁹ 「諸外国における営業秘密管理について」（2009年）3～4頁。

<http://www.meti.go.jp/committee/materials2/downloadfiles/g91030a05j.pdf>

²⁰ ティナ・ハートほか著、牧野和夫監訳、早川良子翻訳『イギリス知的財産法』（レクシスネクシスジャパン、2007年）175頁。

²¹ 前掲「侵害」19～20頁。

由に、不正使用からの保護（差止及び損害賠償）を受けることができる。逆に言えば、イギリスで有名ではない商標の場合は、詐称通用の主張は認められない。

詐称通用の訴訟は、原告が裁判所に提訴することにより開始される。詐称通用の訴訟において保護されるのは、「グッド・ウィル」である。そこで、「グッド・ウィル」とは何なのか重要な問題となる。イギリスの判例法上、「グッド・ウィル」とは、「長年にわたり正業により築き上げられ、又は多大な出費により獲得された企業の信用及び取引関係の有利な地位の総体」であるとか、「その業者の供給する商品・役務の品質及び名声から生じる顧客吸引力」であるといわれている²²。

詐称通用であると裁判所が認めた場合、侵害行為の差止、損害賠償、侵害品の回収又は廃棄命令といった救済が与えられる²³。

Ⅹ エンフォースメント

イギリスにおける知的財産権侵害に対する主な法的手段としては、民事的手段（民事訴訟）、刑事的手段（刑事訴訟）及び水際措置等がある。

1 民事的手段（民事訴訟）

原告が知的財産権侵害訴訟を提起すると、被告から、当該知的財産権は無効であるとの反論がなされることが一般的である。イギリスでは、「知的財産権侵害の有無」及び「知的財産権の有効・無効」は、同一の裁判において審理される。

イギリスでは、知的財産権保有者は、侵害訴訟を提起する前に、被疑侵害者に対し、警告状を送付することが多い。これにより、訴訟前に和解で紛争が解決されることも多い。また、知的財産権保有者にとっては、損害賠償請求権を実効化するというメリットがある。但し、イギリスでは、「根拠の無い脅迫」を受けた者は、その受けた損害に関して訴訟を提起することができることとされていることに注意する必要がある。「根拠の無い脅迫」を受けた者の救済措置としては、①脅迫が不当であるとの宣言、②脅迫の継続の差止、③被った損害の賠償等がある。なお、単に知的財産権についての事実を通知したにすぎないような場合は、通常、「根拠の無い脅迫」には該当しない²⁴。

知的財産権侵害訴訟の提起とは別に、知的財産権者としては、暫定的な差止命令や搜索命令等を申し立てることもできる。

（1）暫定的差止命令

²² ティナ・ハート・前掲書 179 頁。

²³ 前掲「侵害」 20 頁。

²⁴ 『欧州主要国における知的財産権利行使マニュアル』（日本貿易振興機構デュッセルドルフ事務所、2012 年）48 頁。

本案訴訟の開始後に侵害行為を継続することを暫定的に差し止める制度。裁判所に暫定の差止命令を出してもらうために、侵害行為が成立すること及び回復不能の損害が発生すること等につき一応の証明をする必要がある。但し、暫定的な差止命令を申し立てるには担保金の納付が必要であること、訴訟の迅速化が図られていること等の理由により、近時、暫定的な差止命令の利用は減少傾向にあるといわれている。

(2) 搜索命令（アントン・ピラー命令）

被告に対して事前通知せずに一方的に裁判所から出される命令であり、著作権侵害及び秘密漏洩事件である *Anton Piller KG v. Manufacturing Processes Ltd & Ors* 事件に由来するものである。裁判所ではなく弁護士による被告敷地内への立入り、特定の物品や文書の搜索・検査等を認めるように要求するものであること、搜索の結果発見した証拠の原本を弁護士が持ち帰ることができること等の点で、強力な手段であるといえる。発令のための要件は、①権利侵害の蓋然性が非常に高いこと、②侵害により申立人が被る損害が甚大であること、③被申立人が証拠物・証拠書類を保持している蓋然性があること、④当該証拠が当事者間の手続開始前に容易に廃棄、処分され得るものであること、である²⁵。

2 刑事的手段（刑事訴訟）

連合王国では、商標権侵害及び著作権侵害は刑事罰の対象とされており、商標権者及び著作権者は刑事告訴を行うことができる。商標権侵害物品又は著作権侵害物品が連合王国国内で発見された場合、商標権者又は著作権者としては、地方政府の組織である「取引標準協会」への通報を行うことが多い。取引標準協会は、サンプルの購入等を行うほか、治安判事の許可を得て、搜索、侵害品・関連書類等の仮差押え等を行い、検察庁に付託する。略式起訴された事件は治安判事裁判所により審理される。正式起訴された事件では、被告人が有罪を自認すれば量刑の決定がなされるが、被告人が無罪を主張すると、陪審による正式な審理が行われ、最終的に陪審評決によって、有罪又は無罪の判決、没収命令、賠償命令（民事的救済としての損害賠償命令）が決定される²⁶。

刑事的手段は、民事的手段に比べて、一般的に、早く終結し、費用も安いというメリットがある。

3 水際措置

イギリスにおける特許権侵害訴訟は裁判費用が高額となるため事件数は多くないが、中国等のアジア諸国からの模倣品・海賊版の流入が急増している²⁷。そのため、実務上は、水

²⁵ 毛利峰子著「イギリスにおける特許権侵害訴訟の理論及び実務について」（『知的財産法の理論と実務 第1巻』（新日本法規、2007年）所収）441頁。

²⁶ 前掲「侵害」31～32頁。

²⁷ 前掲「侵害」21頁。

際措置（税関での輸入差止）が重要である。連合王国税関での輸入差止は、連合王国及びEU地域に輸入される商標権侵害物品、意匠権侵害物品又は著作権侵害物品を税関が停止させることである。税関の職権による場合と、知的財産権者の申告による場合とがある。知的財産権者は、あらかじめ税関に知的財産権を登録しておくことができる（登録の有効期間は12か月であるが、更新可能）。税関が被疑侵害物品を発見した場合、知的財産権者又はこれらの代理人に通知する。通知を受けた後10営業日以内に行われる真贋鑑定を受けて、税関が侵害であると判断した場合、その結果を輸入業者等に通知する。輸入業者等が反論しない場合、税関は、被疑侵害物品を知的財産権者の費用負担で廃棄する。輸入業者等が反論した場合、知的財産権者は、通関を認めるか、又は訴訟を提起して侵害を主張していくことになる²⁸。

X おわりに

以上、イギリスの知的財産法制度の概要を紹介したが、前述したとおり、国内レベル（これにも、連合王国レベルとイギリスレベルがある）とEUレベルに分かれており非常に複雑な内容を有することから、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、先進工業国としての日本とイギリスの共通性、及びイギリスの知的財産法の世界各国への影響力の大きさを考えると、今後も、イギリスの知的財産法の動向については引き続き注視していく必要がある。

※ 初出：『特許ニュース No.14038』（経済産業調査会、2015年、原題は「世界の知的財産法 第5回 イギリス」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

²⁸ 前掲「侵害」26頁。